令和7年7月 随意契約一覧(建設工事等)

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額 (円)	指定理由	根拠法令	担当課
1		本所中学校プール改修に伴う設計業 務委託	令和8年3月19日	株式会社都祭建築設計 事務所	8, 842, 550	本件について、指名競争入札を行った結果、全者辞退(1者不参)により応札者がいなかった。開札後、改めて入札参加事業者に交渉したが、辞退の意向は変わらなかった。 本委託は、次年度の改修工事に向けた設計委託業務であり、工事予算の算出に必要な資料の作成に期間を要するため、再度競争入札に付す日程的余裕がない。 そこで、類似の設計業務実績のある複数の事業者に確認したところ、指定事業者から予算額内の金額で履行が可能であるとの意向が示された。	第167条の2第1項	公共施設マ ネジメント 推進課
2	7月10日	地籍調査(街区境界調査)委託(測 量工程)	令和8年2月27日	一般社団法人東京公共 嘱託登記土地家屋調査 士協会	17, 160, 000	本業務では、広範囲かつ限られた期間で緊急性のある調査を行う必要があるため、本業務を履行することができるのは、墨田区内の土地所有者からの依頼による土地の表示登記や境界確定業務の豊富な実績があり、区内の土地の境界に関する豊富なデータを有し、土地家屋調査士が多数在籍し、同時期に複数現場の調査・測量・立会いが可能である指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木管理課
3	7月14日	旧八広幼稚園舎解体に伴う空調機外 移設工事	令和7年9月1日	東京ガスNextone株式 会社	11, 411, 400	本工事において移設する空調室外機はリース品であり、リース会社が指定する事業者により移設工事を行う必要がある。このため、本移設工事を行えるのは、当該機器の設置工事を施行した指定事業者以外にはいない。	第167条の2第1項	庶務課
4	7月15日	墨田区庁舎4階事務室内線電話設備 外整備工事	令和8年3月31日	株式会社ミライト・ワ ン ソリューションカ ンパニー	62, 040, 000	本工事は、電話交換機の内部データを編集・更新するものであり、今までの工事履歴を把握している必要があるため、電話交換機設置時の施工及び平時に電話設備の維持工事を行っている指定事業者でなければ本工事を履行することができない。	第167条の2第1項	総務課
5	7月16日	特別区道墨106号路線道路整備実施 設計委託	令和8年2月25日	株式会社テイコク 東 京支社	40, 040, 000	本業務の履行に当たっては、令和6年度に実施した道路基本設計の内容や東京都、民間事業者等の関連事業者における協議状況等の経緯を踏まえた上で実施設計をする必要があり、それらの把握、整理等には相当な時間を要することから、本業務を確実かつ効果的に履行することができるのは、道路基本設計委託及び東京都のスーパー堤防整備に係る基本設計委託を受託した指定事業者以外にない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	都市整備課
6	7月16日	墨田区庁舎2階書庫移動棚改修工事	令和8年2月27日	株式会社文祥堂	3, 685, 000	本設備に使用されている機器は特殊製品であるため、他社製品との互換性がなく、本改修工事を専門的に施行できる事業者は、本設備を製造・設置した指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	国保年金課
7	7月22日	わんぱく天国再整備基本設計委託	令和8年3月27日	株式会社弘洋第一コン サルタンツ 東京支社 墨田営業所	12, 650, 000	本件については、指名競争入札により再度入札を 2回(初度を含めて入札を3回)行ったが、予定価格 内での応札者がいなかった。このため、最低価格で 応札をした指定事業者と協議を行ったところ、予算 額内の金額で契約を締結する意向が示された。	第167条の2第1項	公園課

1

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
8	7月29日	文花児童館等複合施設新築工事に伴う工事監理業務委託	令和9年8月31日	株式会社土屋辰之助ア トリエ	27, 588, 000	工事監理業務を行うためには、敷地に係る諸条件や施設建築物における特性を含む設計プロセス等の熟知が不可欠であり、設計業務の受託事業者でなければきわめて支障が大きいことから、本業務を確実かつ効果的に履行することができるのは、文花児童館等複合施設新築に伴う実施設計その他業務委託を受託した指定事業者のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項	公共施設マ ネジメント 推進課